

運転免許証自主返納奨励事業の褒賞品が選択できるようになりました

1. 上三川町運転免許証自主返納奨励事業について

次の条件をすべて満たす方を対象に3,000円分の褒賞品を交付する事業です。

- ① 1年以上本町に住所を有すること。
- ② 満65歳以上の町民であること。
- ③ 町税の滞納が無いこと。
- ④ 過去に本町の運転免許証自主返納奨励事業を受けていないこと。
- ⑤ 運転免許証を自主返納していること。

なお、申請期限は、自主返納した日から3年以内です。



2. 申請に必要なもの

- ① 運転経歴証明書の写し又は取消通知書の写し(公安委員会交付)
- ② 印鑑(認め印)

3. 褒賞内容の変更について

平成30年9月から褒賞品が選択可能になりました。

次の3点の中から申請者が1つ選択できます。(すべて3,000円相当となります。)

- ① 上三川町デマンド交通「かみたん号」利用券
- ② 上三川いきいきプラザプリペイドカード
- ③ ベリーカード加盟全店共通お買い物券

▶ 問い合わせ先 = 総務課 交通防災係 ☎ 56) 9115

武名瀬川改修工事にもなう通行止めについて

ご不便をおかけいたしますが、みなさまのご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



▶ 通行止め期間 = 平成30年10月15日～平成31年3月末日(予定)

※ 詳細は現地に迂回路看板を設置しますのでご参照ください。

▶ 問い合わせ先 = 栃木県宇都宮土木事務所 整備部 整備第三課 ☎ 028(626)3166
 武名瀬川関連工事安全協議会(代表:(株)カクタ技建) ☎ (53)0699

—毎年9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です—

屋外広告物の許可申請について

屋外広告物とは・・・常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものです。

例) 広告板、広告塔、壁面広告物、はり紙、立看板、置看板、のぼり旗、広告幕、アドバルーン等
 屋外広告物は、屋外広告物法や栃木県屋外広告物条例に基づく規制を受けるので、掲出するときは、原則許可が必要です。(一部適用除外があります。)

県の条例には、掲出することを禁止する禁止地域や禁止物件が定められています。

また、許可を受けて掲出できる許可地域も定められています。

町内の許可地域は、

- ・ 田園調和型地域
 - ・ 田園調和型沿線地域
 - ・ 市街地形成型地域
- の3つに区分されており、各地域によって許可基準が異なります。

その他、屋外広告物の種類によっても許可基準が異なります。

例えば、野立広告物の許可基準は、下記のとおりです。

(野立広告板)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 6m以下 ・ 道路からの後退距離以下	・ 6m以下 ・ 道路からの後退距離以下	・ 6m以下
面積	・ 10㎡以内 / 面 表裏各1面 / 件 (20㎡以内 / 基)	・ 20㎡以内 / 面 表裏各1面 / 件 (40㎡以内 / 基)	・ 20㎡以内 / 面 表裏各1面 / 件 (40㎡以内 / 基)
後退距離・間隔	・ 道路から1m以上かつ広告物の高さ以上 ・ 広告物相互間30m以上	・ 道路から1m以上かつ広告物の高さ以上 ・ 広告物相互間30m以上	・ 道路からの後退距離なし ・ 道路への突出不可
基数・共架数	・ 共架：縦に5件 / 基 但し、合計面積は上記面積の範囲内	・ 共架：縦に5件 / 基 但し、合計面積は上記面積の範囲内	・ 1基 / 前面道路 ・ 共架：縦に5件 / 基 但し、合計面積は40㎡以内
照明	・ 白色系、点滅不可		

注：前面道路・・・事業所等の敷地が接する公道

※上記以外の広告物の場合は、問い合わせ先に照会ください。ただし、車両又は船舶に表示される広告物については、許可申請窓口が栃木県都市計画課となりますので、詳細は栃木県ホームページよりご確認ください。

屋外広告物許可期間満了に伴う更新許可申請について

許可期間経過後も継続して当該広告物を掲出する場合には、許可期間更新の申請が必要となります。

期限満了前に更新の手続きをお願いいたします。

なお、すでに広告物が除却されており、更新の必要がない場合には、速やかに除却届を提出してください。

【提出書類】

- ・ 屋外広告物更新許可申請書(正本・副本各1部)
- ・ 添付書類(正本・副本にそれぞれ添付)
 - ①屋外広告物自己点検結果確認書
 - ②広告物の現況写真(3ヶ月以内に撮影したもの)
 - ③その他(使用权を証する書面等、必要な場合に添付してください)

【手数料】

・ 広告物の種類や表示面積により異なります。申請受付・内容審査後、手数料を納めていただく納付書を発行いたします。納付を確認後、許可書を発行いたします。

▶問い合わせ先=都市建設課 都市計画係 ☎(56)9140